

広島県告示第百八十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定によつて、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があつた。

平成二十年三月三日

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	医療の種類	辞 退 年 月 日
あすなろ薬局	尾道市御調町市一〇八一	自立支援 更正医療・精神 成育医療・精神	
通院医療	平成二〇〇九年二月二四日		

広島県知事 藤田雄山